

加賀藩と富山藩の神仏分離に関する一考察

森山 義和

はじめに

平成30年は、明治元年から150年の節目の年にあたり、全国各地で明治という時代を改めて振り返り、将来につなげていこうとする取り組みが行われた。立山博物館でも平成30年度後期特別企画展として、「立山の明治維新」を開催した。当企画展では、明治初期に立山信仰の拠点である芦峯寺と岩峯寺の両宗教村落が大打撃を受け、立山信仰が廃れていったとされる過程、言うなれば負の遺産に着目した。

確かに、明治時代以降、日本は政治、経済、文化などさまざまな面において近代化への取り組みを実施し、現代に続く国家としての基本形を築いてきた。しかし、その取り組みを実施するにあたっては、既存の社会や制度、生活に激動ともいえる変化や混乱をもたらすことも少なくなかった。近代化という「光」の部分に対する「影」とも言える部分である。なかでも、明治初期に神仏分離政策から惹起された廃仏毀釈は、その典型的な一例と言えるであろう。

慶應4（1868）年3月以降、明治新政府は、宗教政策の一つとして神仏を同じ場所で祀ることを禁止し、神道を国家公認の宗教にしようとした。神仏分離政策である。こうした神仏分離の動きは、各地で仏閣を破壊し、仏像、仏具を散逸させる廃仏毀釈を招いた。神仏が習合した立山も例外ではなく、金沢藩によって立山権現から雄山神社に改称させられ、嬭堂や帝釈堂が取り壊された。これにより立山信仰の拠点であった芦峯寺・岩峯寺両集落の宗教者たちの活動は大きな打撃と影響を受けたと言われる。

しかし、明治13（1880）年に立山講社が結成されると、東京や名古屋など各地に形成されていた立山信仰の檀那場において、江戸時代の廻檀配札活動にも似た活動が再開され、立山曼荼羅の絵解きも復活していった。そして芦峯寺・岩峯寺両集落では、立山登山者を増加させることで、賑わいを取り戻そうとする動きが高まり、その動きが大正期の立山における登山ブームに繋がり、立山信仰も「再生」へと向かい始めた。

今回の企画展では、明治初期の神仏分離と、それにもなう廃仏毀釈をうけ、芦峯寺・岩峯寺両集落の社会や制度が大きく変わるなか、立山信仰によせる人々の「こころ」はどのように継承されたのか。また、立山信仰の新たな「カタチ」の創造が、現代の立山信仰にどのように繋がっていくのかに焦点を当て、各地に遷された仏像や仏具、古文書などを手がかりとして紹介した。

しかし一方で、立山における神仏分離の影響に限定したため、他の加賀藩領内の動向や支藩である富山藩の動きにまで目を向けることはできなかった。しかし、立山での状況が加賀藩領内の動きと関わっていることは勿論、支藩である富山藩の動向にも何らかの影響を与えていたことは推察され、神仏分離の推移を考えるうえで無視できない。そのうえ、加賀藩と富山藩の神仏分離の動きに関する評価は、大きく異なる。神仏分離から惹起された廃仏毀釈が激しかった藩として名が挙がる富山藩に対し、加賀藩は比較的穏やかに推移したと従来考えられてきた。

本稿では、立山の神仏分離を考えるにあたり、加賀藩と富山藩の神仏分離の動きを探り、両藩の状況を整理しつつ比較することで、加賀・富山両藩に与えた神仏分離の影響について再度考えていきたい。

1. 神仏分離政策

最初に明治新政府が実施した神仏分離政策とは如何なるものであったかみていきたい。

当初、明治新政府が実施した神仏分離政策の根幹は、神道国教化を目指したものであった。神と仏を同じ

場所で祀るなど、混淆してきた神と仏を分けて、それぞれ神社と寺院で祀ることを命じるという急進的な政策が進められた。このことにより神仏混淆は、政治権力によって解体されていくことになった。

日本では、仏教が伝来して以来、神と仏は複雑に関わり合いながら混淆してきた。そして、各地の暮らしに深く根付き、位置付けられて多様に展開してきた。しかし、長い期間をかけて根付いてきた神仏混淆は、明治新政府の神仏分離政策によって覆され、否定され、その過程で破壊と暴力にさらされ、各地に混乱と葛藤を生み出していった。

なぜ明治新政府が、神仏が分離を急進的に強行したかについては、鈴木正崇氏の次のような指摘がある⁽¹⁾。

明治新政府は、王政復古を掲げ、単なる武家から朝廷への政権移譲を越えて、神武天皇創業という政治の始原に帰る祭政一致を掲げた。この規定付けは、天皇の神権的絶対性を根拠づけ、錯綜した利害対立を乗り越えて、近代の国民国家を形成する強大な力を調達する政治的イデオロギーとして絶大な役割を果たした。

つまり、「天皇の神権的絶対性」の確立が新政府の緊急課題であり、旧幕府（徳川慶喜）の権威を凌駕するうえで必要だったのである。

平安時代中期以降、本地垂迹思想が広く浸透していき、日本の神々とは本来は仏（菩薩）であり、神々はその権（かり）の姿として現われているのだと考えられてきた。立山権現、白山権現などの呼び名が示すように、日本の山の神の多くは「権現」と称されてきた。江戸時代になると、仏教寺院は寺檀制度のもとに組み込まれ、葬儀と死者供養が主な仕事になった。また、近代以前の日本では仏教寺院に鎮守社があり、神社の御神体が仏像であることは多々あった。

新政府はそのように神仏が混淆した神社から仏像などの仏教的要素を除去し、奉仕していた僧侶身分の者の退去や還俗、神社への勤仕を求めたのである。神社の御神体が鏡になったのは神仏分離を行った明治維新の後、近代以降であった。

明治新政府の初期の宗教政策に関しては、高楠順次郎氏が、廃仏に関しては明治元年から明治5年までは「形式破壊」、明治5年以後に「内容破壊」が行われたと指摘した⁽²⁾。また、林淳氏も明治初期の政策を、明治5年までとそれ以後に分け、最終的には明治17年8月11日の教導職廃止までとした。両氏とも明治維新の宗教政策を大きく二期に分ける点で共通している。「内容破壊」の主体は、明治6年正月に正式設置された大教院であったが、運営はうまくいかずに明治8年5月に廃止となった⁽³⁾。しかし、この明治初期の間に、急進的な破壊が行なわれ、民間信仰は抑圧されるなど、極端な廃仏毀釈が展開したのである。

次に、神仏分離政策の始まりと言われる神仏判然令についてみていきたい。天皇を中心に位置づけた新政府の祭政一致の政策は、慶應4年（明治元年）3月以降から本格的に示されていった。王政復古の大本令直後から律令制的な組織の構築が目指され、神祇官を再興して新政府の中心的存在に位置づけた。そして、神仏判然令が発せられたのである。

その出発点は、慶應4年3月17日の神祇事務局布達第165号であった。3月17日という日付にも注目したい。これは、3月14日の五箇条の誓文公布の直後であり、江戸城開城（4月11日）よりも早い。江戸城攻撃については、まさに緊迫した状況の時期であった。そのような時に布達するほど新政府は重視していたと考えられる。その原文を以下に挙げたい⁽⁴⁾。

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別当或ハ社僧抔ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被仰出候、若シ復飾ノ儀無余儀差支有之分ハ、可申出候、仍此段可相心得候事、但別当社僧ノ輩復飾ノ上ハ、是迄ノ僧位僧官返上勿論ニ候、官位ノ儀ハ追テ御沙汰可被為在候間、当今ノ処、衣服ハ淨衣ニテ勤仕可致候事、右ノ通相心得、致復飾候面々ハ、当局へ届出可申者也

これは、全国の神社に僧形で神勤している別当・社僧などと呼ばれる者に対する復飾（還俗）命令である。王政復古によって旧弊を一新して、神社に僧形で奉仕する別当や社僧は、僧位や僧官を返上して神主となり、淨衣で神勤することを命じている。この布達が出された目的は、神主が仏教寺院から独立することであった。

江戸時代には、神社や小祠・小堂の多くに僧侶が別当や社僧として奉仕していたが、この状態を完全に否定したのである。

同年3月28日には、太政官布告第196号、いわゆる神仏判然令が出された⁽⁵⁾。

- 一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類、其外仏語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細に書付、早早可申出候事、但勅祭之神社 御宸翰 勅額等有之候向ハ、是又可伺出、其上ニテ、御沙汰可有之候、其余之社ハ、裁判、鎮台、領主、支配頭等へ可申出候事
- 一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、附、本地杯と唱へ、仏像ヲ社前ニ掛、或ハ鰐口、梵鐘、仏具等之類差置候分ハ、早々取除キ可申事、右之通被 仰出候事

これは、神号から仏語を排除し、仏像を神体とすることを禁止するなど仏教色を一掃することを命じたものである。具体的には、権現や牛頭天王などの仏語を神名に変更し、神社が御神体として祀っていた仏像を撤去することと、それに伴い鰐口や梵鐘などの仏具も撤去することを命じたのである。

上記の二つは、いずれも神社の空間から仏教色と仏教的要素を排除する指令であった。しかし、これらが契機となり極端な廃仏毀釈に発展し、全国各地でさまざまな混乱を引き起こした。

慶應4年4月1日には早くも、山王社の社司などが徒党を組み、比叡山山麓の山王権現に押しかけ、仏像・仏具を破壊する暴力行為を行った。政府はすぐさま同年4月10日に太政官布告第226号を出して、神仏判然令は廃仏毀釈ではないと警告を発し、慎重な対応を求めた⁽⁶⁾。政府がこの暴挙に大きな衝撃を受けたことが窺われる。この布告では、僧侶と社人は「氷炭」のように関係は良くなかったが、社人が急に「威権を得」て勢力を拡大し、私憤をはらしたり、紛擾を引き起こしたりして「御政道ノ妨ゲヲ生ジ」る振舞があったと戒めている。しかし、これ以後も、各地で仏教の破壊にまで進む過激な運動が展開していった。特に、佐渡、隠岐、薩摩藩、松本藩、富山藩などは激しかったと言われている。

鈴木正崇氏は、明治政府の神仏分離政策にともなう廃仏毀釈の影響を受けた神社や寺院について、「現在、我々が見慣れた神社や寺院は激動の明治維新を潜り抜けてきた姿であることを忘れてはならない」と指摘する⁽⁷⁾。

2. 立山の神仏分離

明治初期の立山の状況について、まずは、明治4年（1871）までの「形式破壊」の時期を中心にみていくことにする。

慶應4年（1868）3月17日と同月28日に全国に出された神仏判然令と呼ばれる布告が、立山芦峯寺の人々に大きな衝撃を与えたことは、想像に難くない。そのあらわれが、明治元年（1868）11月、立山芦峯寺から加賀藩寺社奉行宛に提出された「歎願」である⁽⁸⁾。

乍恐書付を以御願奉申上候

今般諸國之於神社、神佛混淆之儀者御廢止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩ハ還俗之上、神主・社人等之称号ニ相轉、神道を以勤仕可致。若亦、無據指支有之輩ハ神勤相止、立退可申旨、從 大政官御沙汰之趣、夫々過日及触達置候通ニ候。

（中略）

王政御一新ニ付、万一還俗と御座候時ハ指当り、身命相續之手段一切無御座候間、実ニ御当節柄、甚以御難題奉恐入候得共、

（中略）

身命相續之仕法ニ尽果、渴死仕候。依而是等之處、乍恐前後御勘察被為成下、寛仁之御慈惠之思召を以、宜敷御裁判伏而奉願上候。以上

これは、芦峯寺宿坊の衆徒たちが中心となって作成された嘆願書である。内容では、明治新政府によって

神仏混淆が廃止されることになり、別当や社僧であった衆徒たちが還俗して神主・社人を名のり、神道に勤仕することを命じられることに対する恐れと反発が記されている。江戸時代、加賀藩領であった芦峯寺は、立山登拝者を対象とした宿坊経営と、衆徒たちによる領内及び他国への配札活動によって生計を立て、岩峯寺は宿坊経営に加えて峯別当として生活してきた。しかし御一新で立山から仏像など仏教的要素が排除されると、他国配札も困難になり、また、還俗しては「身命相續之手段、一切御座無」、「渴死仕候」となってしまうため、何とぞ「寛仁之御慈恵」によって裁判をしていただきたいと「歎願」しているのである。

この嘆願書は、明治元年10月の太政官布告によって、神仏混淆の廃止が全国的に実施されることが明確になって直後の11月に嘆願をしている点でも、芦峯寺の人々にとっていかに重大であり、事態が切迫していたかが伺える。それとともに芦峯寺の情報収集の速さと情報網にも驚かされる。この情報網の探究は今後の課題である。

しかし、明治2年(1869)3月、加賀藩社寺方から寺社奉行宛に、芦峯寺と岩峯寺に神仏混淆の廃止を通達する申渡しが届いた⁽⁹⁾。芦峯寺の衆徒たちの願いは届かなかったのである。以下、申渡書の原文である。

今般御一新二付、神佛混淆之義者被廢候旨被仰渡候二付、立山権現之称号被廢、雄山神社と相唱、芦峯寺・岩峯寺之衆徒共不殘復飾神勤被 仰付候條、双方打込可致策配候。尤佛体ハ不殘取除、岩峯之方禁前立社檀者、雄山神社遙拜所与相改、本社拝殿御 建物は迄之通被建置、芦峯之方大宮・若宮兩本社之外、嬭堂等御建物取拂、右嬭堂江御寄進高五拾石之分、改而雄山神社江御寄進被成候條、此段可被申渡候事。

この申渡書では、神仏混淆の形態を廃止するとともに、「立山権現」の称号を廃止して、雄山神社と改称することが通達され、寺院から神社へ転換することになった。立山神の名称を、延長5年(927)の『延喜式』「神名帳」の記載に遡って、「雄山神」に確定し、雄山神社となったのである⁽¹⁰⁾。江戸時代の絵図では、社名は「峯本社」「御前堂」「権現堂」であったので、雄山神社は明治以降の新しい名である。また、立山の祭神は、立山権現から伊弉諾尊と手力雄命とされ、本地垂迹に基づく神仏混淆の歴史は完全に否定された。

そして、担い手であった芦峯寺と岩峯寺の衆徒に関しては、別当や社僧であるので、すべて復飾して雄山神社の神職となり、神勤することが指示された。佛体は総て取り除くとされたが、建築物は各々の状況で、残すものと取り払うものに分けられた。岩峯寺前立社壇は、雄山神社遙拜所に改められ(後に前立社壇に再改称)、本社と拝殿は祈禱所として残された。芦峯中宮寺は、雄山神社祈願殿と改められ、大宮社と若宮社以外の嬭堂などの宗教施設を取り払うことになった。これは、芦峯寺と岩峯寺から仏教色を取り払おうとするものであった。この後、仏像や仏具の破壊・移動・散逸が始まっていった。

芦峯寺の講堂は、祈禱殿(祈願殿)として残り、加賀藩から芦峯寺の嬭堂への寄進分50石は、雄山神社に寄進されることになり経済的には保証された。岩峯寺も藩寄進の田地50石は継続されたが、衆徒は総て神職となって仏教色を一掃して神勤することになった。

さらに同年3月28日付で、藩寺社奉行の多賀左近から立山芦峯社人中宛てに、次のような具体的な指示が入った通達が出された⁽¹¹⁾。

嬭堂・閻魔堂・帝釈堂・講堂、今度各復飾被 仰付候二付、右御建物御取拂可被 仰付義二候得共、是迄御由縁之廉を以、右御建物四棟共、各并従前之社人江被下切二被仰付候段、執政中被申聞候條、被得其意夫々自分ニ可被取拂候。以上。

通達の最後には「追而取払方相濟候ハ、可被及届候。以上」と付記されている。

この通達は、芦峯寺の仏教施設を取り払うことを命じた文書であり、これにより、嬭堂・閻魔堂・帝釈堂・講堂の4棟の宗教施設は取り払われることになった。しかも、「是迄御由縁」で社人(旧衆徒)に4棟を下げ渡した後、旧衆徒に取り壊させるという厳しいものであった。

これに対して、芦峯寺と岩峯寺の衆徒は再考を願い出ている。芦峯寺衆徒は5月付で民政寮に対して願いを出した。「従前嬭堂を以、彌勒庵与相改、芦峯方院主本應儀、一山等滅罪檀那引集、僧業之儘罷在度旨」として、「嬭堂を彌勒庵与改め」ることを願い出、嬭堂を残そうとしたが、聞き届けられなかった。しかし、

「芦峯方従前講堂を以、祈禱所ニ相改度宗等願之趣承届候。併御普請所二者、不仰付候條、以來自普請ニいたし可申事」とあり、講堂は祈禱所として残すことができた。ただし、修復・修理について今後は「自普請」となった⁽¹²⁾。つまり、修繕の負担は芦峯寺の自前となり、従来のように藩は経済的負担をしないこととなった。このため、明治2年5月以降、芦峯寺の媮堂は取払われ、布橋も放棄されることになった。

岩峯寺では、蔵生坊・多賀坊が神職等を譲り、「往古之因を以て、五智寺与相唱、一字造立致旨願之趣難承届候」として、五智寺という寺院の造立し、寺としての存続を願い出たが聞き届けられなかった。岩峯寺鐘楼堂は、梵鐘は取り除かれたが、雄山神社の遙拝所・獻供所と改めることで存続が認められた。ただし、こちらも自普請となった。また、芦峯寺、岩峯寺ともに村外で仏像・仏具などを守護することは黙認されたが、芦峯寺と岩峯寺とは無縁とされた⁽¹³⁾。

同年5月には、藩の民政寮から「定書之事」として通達が出された。

右衆徒復飾被仰付候付二付、寺号廃し岩峯・芦峯社人与相成候得共、岩峯等之号唱候儀、不相當二付、東西社人之名目ニ改而申渡候事。

これにより芦峯寺と岩峯寺は寺号を廃止し、各々は立山東社人と立山西社人として雄山神社に奉祀することを指令された。

また、この通達には雄山神社の祭祀について7か条の申し渡しがついていた。その内容は、以下の通りであった⁽¹⁴⁾。

- ①東西社人は同等であり、優劣なく奉仕すること。
- ②正・5・9月等の御祈祷では、雄山神社遙拝所（岩峯）で行うときは東社人が、大宮・若宮（芦峯）で行うときは西社人がきて祈禱を行い、相互に勤仕して、神納配分は62軒に均等割りとする。
- ③毎年6月14日の雄山神社の祭礼には東西社人で勤仕すること。
- ④立山の山開き中（6月朔日から7月晦日まで）、神拝者の神明帳への記載は、室所で東西社人が立ち会うこと。
- ⑤峯本社の鍵は、期間を定めて東西社人で交替して預かること。
- ⑥戸銭（参拝者の山銭と賽銭等）は、東西社人が室所に出勤して受け取り、双方帳記して、62軒で配当すること（末社の賽銭も同様）。
- ⑦領国・他国への配札は東西社人双方に認め、収益は62軒に分配すること。

従来、独立して立山権現に奉仕してきた芦峯寺と岩峯寺は、社人として一体化し、戸銭の配分や配札も平等にする大転換を迫られることになった。そのため、岩峯寺の立山山中での戸銭の独占、芦峯寺の他国への配札の独占は消滅した。ただし、東西社人とも全国自由に廻檀配札活動が認められ、経済的な基盤は保証された。

衆徒たちの「復飾神勤」の影響は、檀家の離檀という形でも現れた。7月、芦峯寺村の百姓源右衛門ほか18名が、衆徒らが復飾したため葬儀ができないことを理由に、日中村の日置寺（真言宗）の檀家となることを、同じ理由で芦峯寺村の万右衛門ほか10名が、新川郡小又村の龍光寺の檀家となることを寺社奉行へ願い出て許された⁽¹⁵⁾。

9月には、金沢藩が村方との関係を変え、従来の寄進制度は撤廃された。所有していた納所高を縮方として取り上げ、かわりに雄山神社の神供米として年間50俵の神供米を支給した⁽¹⁶⁾。また、東社人38軒各々に対しては、玄米で13俵の神供米を支給したが⁽¹⁷⁾、東社人へ下された御寄進米は従前の御寄進高に相当するので定納の税を課した⁽¹⁸⁾。

11月には、媮堂の媮尊像が新川郡魚津友道村の実相院に遷されることとなった⁽¹⁹⁾。ただし、明治3年頃までは事態は流動的と考えられていたようである。魚津の実相院は明治3年2月付で、「立山東神職中」（芦峯寺）宛てに、寺の愛宕社を東神職に預け、芦峯寺の媮尊を寺で預かるという取替証文を残していた⁽²⁰⁾。

今般御一新二付、神佛混淆御振分ニ相成、依之往古より拙寺守護之愛宕社ハ、立山東神職中様へ預ケ

御賜杯被下度、亦御方様之御嬬尊寺預り度、支配双方交易方預り度旨示談相調候間、右二付被は無御座候。乍併、此後神佛混淆等元成ニ相成候時ハ、右嬬尊相返シ、右愛宕社ハ此方ヘ引取可申筈ニ御座候間、為其替書一札如件

この証文には「神仏混淆御振分」の際に、寺では「此後神佛混淆等元成ニ相成候時ハ」と神仏混淆に戻る可能性も考えられていたことを示している。明治2年3月の文書は、仏教的施設を「取拂」と記し⁽²¹⁾、明治2年11月の文書では「佛像取除」と記している⁽²²⁾。そして、明治3年2月の文書では「神仏混淆御振分」と表記が変わってきている⁽²³⁾。これは、「取拂」という強い排除を命じる表現から、「佛像取除」と穏当になり、「神仏混淆御振分」と排除色が薄まっている。これは、明治2年5月に、芦峯寺、岩峯寺ともに無縁となるならば、村外で仏像・仏具などを守護することが黙認されたことが影響していると考えられる。

確かに、藩命により嬬堂や帝釈堂は取り払われたが、それ以降、芦峯寺と岩峯寺については神仏混淆の廃止を重視し、廃仏毀釈の度合いを強めていっていない。そのため、芦峯寺と岩峯寺にあった仏像や仏具に関して、大規模な破壊につながっていかなかったと考えられる。そして、その契機は、明治2年の5月であったのである。そしてこの変化により、破却を免れた仏像がいくつもある。

例えば、小矢部市の観音寺の銅造地藏菩薩半跏坐像である。信州松本で立山講を組織した信者たちが芦峯寺教蔵坊に寄進した。本像は、芦峯寺閻魔堂の前庭に安置されていたと伝わるが、破却を免れ、俱利伽羅の長楽寺を経て、明治6年(1873)住職天海の時に観音寺に遷された。

教蔵坊が願主となり鑄造された仏像として、地藏菩薩と聖観世音菩薩の2体の金銅仏がある。それぞれ永平寺と總持寺祖院という曹洞宗大本山に現存する尊体であると推測される⁽²⁴⁾。

曹洞宗の寺院では、上市町の立山寺の聖観音菩薩坐像がある。芦峯寺宝泉坊に寄進されたものであるが、芦峯寺宿坊家と曹洞宗寺院のつながりについては今後の課題である。

また、愛知県北名古屋市の林證寺と松林寺両寺には、立山山中に安置されたと伝わる複数の仏像がある。その開帳案内には、それぞれの仏像の安置場所と伝わる名称が書かれている。

岩峯寺村からも宿坊・明星坊の本尊で、氷見の論田集落に譲り渡された「矢疵阿弥陀如来像」や、富山市の龍高寺の阿弥陀如来坐像と不動明王立像がある。

仏具類も散逸した。芦峯寺の嬬堂の鐘楼堂にあった梵鐘は、念法寺に300両で売り渡された。岩峯寺雄山神社の梵鐘も、明治4年に専念寺へ譲り渡された。

以上のように、いくつもの仏像や仏具が破却を免れた。移動に大きな労力と費用がかかる仏像や梵鐘などが破却されなかった背景には、藩の廃仏の意向が弱まってきた変化があったと考えられる。

明治4年(1871)7月14日、廃藩置県の命令によって藩が廃止され、地方統治は中央管下の府と県になった。これにより立山では、同年9月に藩からの寄進制度は撤廃され、雄山神社への50俵の神供米が停止され、東西神職の職号が廃止された。1軒あたり13俵の神供米も停止され、総ての給禄米が断たれ、社人は経済的基盤を失い、神職としての機能も停止した。

明治5年(1872)9月、雄山神社東西旧神職(岩峯寺・芦峯寺)は62名の連名で、再び神職として神勤できるように、富山県権令の山田秀典宛に嘆願書を提出した。新たな任官については、芦峯寺と岩峯寺の旧宿坊家のうち、5名が雄山神社の祠掌に、さらに6名が魚津の愛宕社の祠掌に任命されたのみで、残り51人の神職の復帰は認められなかった⁽²⁵⁾。

芦峯寺と岩峯寺の旧神職は、藩からの寄進地、神職への給米などを失い、これまでの宗教村落としての態勢を維持することは困難になった。芦峯寺と岩峯寺の旧神職たちは生活するために、室所(室堂)の宿泊料や参詣者からの山案内の収入による新たな形を模索しはじめた。明治7年(1874)には、室所の建て替えに必要な材木の払い下げが認められ⁽²⁶⁾、明治9年(1876)には、明治6年(1873)以来嘆願していた南室所・北室所の払い下げが、芦峯寺と岩峯寺の旧神職によりやく許可された⁽²⁷⁾。しかし、この間に窮乏した旧坊家から、仏像・仏具の移遷や散逸が進んだのである。

3. 加賀藩の神仏分離

慶應4年（1868）3月17日と同月28日に全国に出された、新政府の神仏判然令を受けて、加賀藩では、同年閏4月、神社所属の別当、社僧の復飾すべきことを命じた⁽²⁸⁾。

今般諸国大小之神社において、神仏混淆之儀御廃止に相成候に付、別当・社僧之輩は還俗之上、神主・社人等之称号に相転、神道を以勤仕可致、若又無扨指支有之、且は仏教信仰に而還俗之儀不心得之輩は、神勤相立退可申旨等、従太政官御沙汰之趣、夫々過日及触達置候通に候、依之御領国中に罷在候別当・社僧之輩は、速に右御沙汰之通り相改、姓名等書記、早々寺社所江可相達候、勿論神勤相止立退可申覚悟之輩は、是又其趣可及断候事、

一、今度依御沙汰還俗之輩は、僧位・僧官返上方遅滞有之間鋪候、尤従来之本寺・本山等江届方之儀、当人より無失念取計可申、前簾窺等之儀、当人了簡次第に候事、

一、跡々より神社に有之候本地仏并仏具類取調、早々取除仕抹申付、品々夫々書出次第為遂見分、廃止可及沙汰候事、

附り、仏前に神器類等相用來候向も、是又早々取除候義に可及、右同様候事、

一、跡々寺院江従此方様御預置之神体、別当・社僧還俗之上は、是迄之通可被成置候得共、左も無之向は不日神体御引揚可被仰付候条、早々取調理書出可申事、

一、寺院境内等に鎮守与唱勧請之社祠有之向は、是又早々相改、神社に属候神号可致廃止、併子細有之、其儀難取計分は、社務方社人江相譲可申事、

附り、神号致廃止候共、勧請方在来之儘指置候而は、御一新之御趣意に振候条、無違失相改、仏教之通執行、神器似寄候品一切相用申間鋪は勿論、難決儀は及断指図可申事、

右等之趣、御用番年寄中江相達申渡候之条、被得其意、夫々不相洩様被申渡、還俗等無之儀取調理、急速可被申間候事、

閏四月

寺社奉行

寺社家触頭

上記の内容は次のようになる。神社に仕える別当・社僧は還俗（復飾）して神主・社人と称し、還俗しないものは神社から退去させること。神社から仏教的色彩のものを除去させること。藩主の前田家が寺院に預けた神体を引揚げるので、準備すること。寺院の鎮守社は改め、神号等は廃止し、神器類似のものは禁止すること。加賀藩は、これ以降、神仏分離を進めていくことになった。そして中心として活躍したのは、高岡関野神社の神主であり、藩の越中社家触頭であった関守一である。

明治新政府が慶應4年3月以降、神仏分離に関する諸令を相ついで出したとき、藩は上京中であった関守一らを滞京させて神祇官御用を命じ、詳しい情報を得ようとした。同年6月、帰藩した関は神仏取調係を拝命し管内の神仏分離を推進した⁽²⁹⁾。

加賀藩の神仏分離は、まず金沢城内に鎮座していた権現堂を東照宮と改めて別当の神護寺を廃することから始められた。そして、本社に安置する位牌を除いて本地堂を撤去し、大野湊神社の両神主を神勤させ、役僧の一人を復飾して勤仕させた。また金沢では、2代藩主夫人ゆかりの玉泉寺天満宮の社・寺を分離させ、卯辰観音院は豊国大明神と称して神社に改めた。そして別当を復飾させ、本地仏の観音を下寺に預けさせた。金沢城内から移したと伝わる真長寺の稻荷は社・寺を分離し、祈願所の卯辰明王院愛宕社は復飾され、同じく宝幢寺愛宕社は神体を前記明王院の愛宕社に預け、波着寺にある前田利長御預けの八幡宮は卯辰八幡宮へ移し、同じく西方寺に御預けの天満宮を田井天満宮へ移したのである。

明治2年2月29日、二上山養老寺に対して、「御一新御布告之通拙寺共復飭仕神職二相転、社務方可致様仰渡」された。この結果、二上山養老寺は射水神社と改称され、関守一により旧高岡城内に移された。二上

山麓には、本覚坊、慈尊院、金光院の3か寺が残ったが、慈尊院、金光院の権現宮御本地仏等の仏像や檀家は、まとめて本覚坊に残らず集めることとなった。石動山天平寺についても同様なことがおこり、石動山天平寺は、伊須流岐比古神社となった。

明治2年7月には、これまで藩の許可を得て勧進されていた石動山初穂米・二上山知識米を差し止められた。石動山初穂米は能越の村々から毎年軒別白米2升、二上山知識米は越中4郡より軒別白米1升を徴収していたが、それらが禁止されたのである。これらのことから寺院は衰退し、石動山天平寺はその後廃絶していった⁽³⁰⁾。

また、3月には、立山権現の称号を廃して雄山神社と改称を命じ、芦峯寺・岩峯寺の衆徒をすべて復飾させて神職に変えさせた。それとともに芦峯寺の嬭堂や閻魔堂など仏寺関係の施設や仏像などの取り払いを命じた。しかしその後、加賀藩の姿勢は、仏教的施設を「取拂」ことから「佛像取除」と、穏当なものに変化していった⁽³¹⁾。そして、明治3年正月4日、大参事から監察局に対して、通達が出た⁽³²⁾。

今般神葬祭官許に付、願次第聞居候処、下々に於て仏法御取潰に相成候杯与種々浮説を唱へ、愚民共を致煽動候様相聞、沙汰之限に候、訳而左様之御趣意に而者無之候条、右様民情を今惑乱候もの有之候は乙見聞次第召捕可枝及紀明候也

正月四日

大参事

このように、神仏混淆の廃止を「仏法御取潰」ではないと強く否定していった。その結果、明治3年2月には「神仏混淆御振分」と排除色が薄まった文言となり、仏像や仏具等を破壊する廃仏よりも神仏の分離に重点を置いたものになっていったのである。

4. 富山藩の神仏分離

明治新政府が出した慶応4年(1868)3月17日、および同月28日の布告を主とする神仏判然令を受けて、加賀藩の対応は次のようであった。

まず、同年閏4月に、神社所属の別当、社僧の復飾すべきことを命じ、明治2年(1869)2月29日、二上山養老寺に対して、「御一新御布告之通拙寺共復饒仕神職二相耘、社務方可致様仰渡」された。この結果、二上山養老寺は射水神社とされ、旧高岡城内に移された。二上山には、本覚坊、慈尊院、金光院の3か寺が残ったが、3か寺の仏像や檀家は本覚坊に集められ、寺務を務めることになった。石動山天平寺も、伊須流岐比古神社となり、天平寺はその後廃絶していった⁽³³⁾。

また明治2年3月28日、立山権現を雄山神社に改称すること、岩峯寺前立社壇を雄山神社遷拜所と改めること、芦峯中宮寺を構成する嬭堂、閻魔堂、帝釈堂等の堂棟を取払うこと等を申し渡した。このため、布橋灌頂会のような仏教的色彩の強い行事も行われなくなった。

以上のように加賀藩は、明治新政府の神仏混淆の廃止の通達にすばやく対応していた。

一方、富山藩の対応は、加賀藩に比べると遅かった。神仏判然令が布告されてから2年半後、明治3年(1870)10月、富山藩の藩政改革により林太伸が大参事に任じられたことが契機であった。藩知事前田利同は14歳であり、林が政務をほとんど運営し、彼の政権下で仏教圧迫への政策が動き始めた。

10月、庶務方より仏具等銅鉄の供出を触れ出した⁽³⁴⁾。

此度兵制器械令出来銅鉄等格別入用ニ付為報国士卒郡市ニ至迄銘々別祇之品於所待者差出可申候
附テハ来月十日迄ニ器械局へ書出可申候 尤請取人可被差向候也
附タリ道具屋等取扱候之売買之向ハ、相応之代料可相渡候也
燭台、華器 香炉 水鉢 手燭 火鉢 此余贅物火類

午十月

庶務方

続いて翌月の閏10月15日、神葬祭勝手令を出した⁽³⁵⁾。

朝廷ヨリ御布告之趣モ有之候ニ付藩士卒市郡ニ至迄神葬祭可為勝手次第候

一、藩士等は迄二派之輩一派ニ差極可申事

庚午閏十月十五日

庶務方

神葬祭は、江戸時代の寺請制度のもとでは認められていなかったが、新政府のもと、一般に広める風潮が高まったため、藩士卒に神葬祭を許可した。これによって、事実上江戸時代の寺請制度は否定された。同月18日、社事方から社家を諸寺院より上位に位置づける布告が出され、事実上神仏混淆が廃止された⁽³⁶⁾。

同月27日、富山藩から合寺令が突然出された⁽³⁷⁾。

此度朝廷ノ万機嚴律御布告茂有之、追々時勢転変之秋、郡市諸般若渾而一派一寺ニ御改正有之候条、迅速合寺可有之候 尤も寺号之儀者此迄之通可相唱、若及違背候ハ規正之嚴科可被処候也

庚午 閏十月廿七日

藩庁 印

これは、翌28日から29日の夜にかけて家財、法具を取り払って指定の場所に合寺させることと、29日、暁卯の刻（午前6時）にそれを検分することを伝える、性急で厳しい通達であった。あまりに唐突であったため、日延べ願いなどが各寺信徒一同から嘆願されたが一切聞き入れられなかった。また、藩兵を藩中の要所に配置して、各宗本山や信徒への連絡を絶つなどその取り締まりは徹底していた。

「卒然暴令ヲ下シ諸寺院一所ニ合併相成候ニ付、怨屈悲歎ノ情実」⁽³⁸⁾として非難を受けた合寺令をの執行役は、最初、磯野安兵衛であったが、役人間で内輪もめが生じたため辞任し、その後任に原弘三が命じられ、巧妙に執行したのであった。

合寺する指定の場所は、以下のようになった⁽³⁹⁾。

浄土真宗	常楽寺（東西合併）	（232か寺）
日蓮宗	大法寺（一致勝劣合併）	（40か寺）
真言宗	真興寺（古義・新義及び修験道合併）	（20か寺）
天台宗	園楽寺（山門・寺門及び時宗合併）	（14か寺）
浄土宗	来迎寺（鎮西・西山合併）	（14～15か寺）
禅宗	光嚴寺（曹洞・臨済合併）	（40か寺）

合寺令が発令された翌々日には、他の管轄所の僧徒を招待することや托鉢の僧尼の止宿を禁止し、郡市の婦人に対しても、60歳未満の者の参詣及び父母兄弟の忌日以外に参詣することを禁じた⁽⁴⁰⁾。

合併所の様子については、浄土真宗以外の宗派が比較的少ない寺数の合併だったのに対し、浄土真宗は寺院の数が多く、悲惨な状況であった。合併所となった常楽寺境内は、約1300歩であり、合併された各寺院の本尊などが祀られて儀式的場所となった本堂を除くと、170畳ほどであった。地中の明德寺は、本堂も含めて70畳ほどで、2寺院合計で240畳ほどの広さのところへ232か寺の人々が雑居を強いられることになった。そのため、畳1枚につき5人ほどの割合という大変な混雑状態で、やむをえず家族を檀家に預けたものもいた⁽⁴¹⁾。このような状態のため、11月7日に元蓮花寺の下賜を願い出たところ、許可された。しかし、相変わらず混雑のなかで書籍を読むなど差し障りがあるので、さらに複数の寺院の追加下賜を願い出たが、拒絶された⁽⁴²⁾。

合併後の旧寺院建物については、還俗を願い出る僧侶には、その寺院の建物・屋敷を下賜すると藩からの通達があったところ、各宗の寺院で合計17か寺が還俗した。建物の取り払いについては折から降雪期に入ったため、翌年2月15日まで猶予されることになった⁽⁴³⁾。藩側のすばやく、武力も含めた圧倒的な制圧が、これらの状況をつくりあげたと考えられる。

一方で、藩の社寺方は合寺令を遵守し、協力したことを理由に褒賞を行うなど、懐柔の策もとっている。銅製の仏像を強制的に献上させた桜谷の長慶寺へ金千疋を下賜し、合寺令に協力した大法寺には、金子疋が褒賞金として下賜されている⁽⁴⁴⁾。

金子正 大法寺

右今般合寺之御趣意令奉戴迅速規律相定寺中示方万端行届神妙之至候 依テ目録之通下賜之也

庚午 十一月十日 社 寺 方

上記に加えて「合寺申付候之處、速ニ令奉体候段寄特之至候」と、迅速に合寺令が遂行されたことに対して謝意を表してもいる⁽⁴⁵⁾。

それとともに、「仏道鍛錬之輩、寺号等其儘被差置候得共、有名無実之輩、速ニ可申聞廢寺院可申付筈ニ候」として、仏道鍛錬の者には合寺後も寺号をそのまま認めるが、有名無実の者には廢寺を申し付けると命じた⁽⁴⁶⁾。

閏10月末に申し渡された寺院参詣の制限が、守られていなかった実情に対し、見廻りをして不届き者を捕らえ、厳罰に処するなどの達しがあった。その他、藩からの宗教活動に対する干渉は次第に強まっていったが、寺院側の顕著な反発はみられず、合寺令は経過した。

明治4年(1871)1月には、藩へ献上した旧寺院の建物以外、本堂は取払い、庫裡建物は速やかに百姓小家のすがたに改めて払い下げることに、引受人のない旧寺院建物は早々に旧寺側で取払うように村方に命じた。また、同月、雪が消え次第、各地の墓所を長岡御廟所の裏の草のはえた土地へ改葬することを命じた。廢寺を命じられたり還俗したりした寺院の檀家や、他藩の領内に檀那寺をもつ者は、神葬祭及び改宗は勝手次第であるとされた。もし従来の宗旨を続ける場合は、各宗派主寺の檀家となることとなった。

八尾町光雲寺住職が築地本願寺輪番へ送った同年2月28日付の私信の中で、強制的に合併された寺院の窮状と、町名で寺院に関係あるものが改名されたことなど合寺の状況を伝えている。

それは、以下のような事例である⁽⁴⁷⁾。

寺町 → 梅沢町 海岸寺町 → 八人町 寺内町 → 餌指町 古寺町 → 常盤町
 門前町 → 五番町 御坊町 → 桃井町 長清寺町 → 相生町

以上から、富山藩は神仏混淆を廃止し神道の国教化を進めるため、神仏分離や合寺令を強行したように見える。しかし、合寺令を企図した大参事林太仲の狙いは、米原寛氏が指摘しているように「富山藩の累積した赤字財政を解消するための財政改革と、幕末から維新时期にかけて各藩が期せずしてとった富国強兵策を遂行せんとする」ところであったと考えられる⁽⁴⁸⁾。例えば、

右此度朝意ヲ奉体シ仏具ヲ献シ戒器予備ニ加ヘ報国尽衷感償不浅依之目録之通下賜之候也

とあるように、器械局を置き器械令を出して、銅銭を集めるために仏具等の収集に努めたのである⁽⁴⁹⁾。

藩の財政改革と増収策については、領民からの増徴を企図したが、この増収策の障害となったのが、浄土真宗寺院と富裕町人や農民のつながりであった。それゆえ、富山藩合寺令の本来の目的は、明治新政府の神仏判然令を巧みに利用し、神仏分離を隠れ蓑に寺院と檀家の分離をはかり、町人や農民からの収奪を確実にしようとしたのである。

富山藩内で上記のような状況が続くなか、明治政府は、各宗本山を中心とした多方面からの陳情をうけ、富山藩の合寺令をめぐる状況について対策を検討していた。明治3年末の寺院寮設置により寺院廢合問題へ慎重な態度をとりつつあった政府にとって、富山藩合寺事件をめぐる人心の不穏や、真宗両本願寺を中心とする再三の陳情は、転回への決定打となった。

明治4年5月4日、富山藩に対して出された太政官布告⁽⁵⁰⁾により、状況は大きく変化し始めた。

先般於其藩各宗寺院及合併候二付テハ下情怨屈之趣相聞不都合之事二候 依之更ニ穩当之所置方取調可伺出之事

辛未五月 太政官

この布告により、合併所の僧侶などは、「穩当之処置」を期待した。しかし、この太政官布告に対し、富山藩では、合寺解除は困難な状況であると考え、早くも5月20日付で弁官宛てに次のように申し立てている⁽⁵¹⁾。

昨午閏十月当藩各宗之寺院及合併候ニ付テハ下情怨屈之趣ニ付更ニ穩当之所置方取調可伺出旨御沙汰之趣奉拝承（中略）

寺院合併後半年余日ニモ相成引払之寺院跡ハ堂宇不残取毀地内ハ開拓等ニ取掛居候得者更ニ如旧分別仕候テハ入費等モ不少（中略）

一向宗僧侶之儀ハ家族モ有之候ニ付合併中ニモ別段之見込相建追テ可奉伺候得共各宗共合併之儀者幾重ニモ其儘差置申度此段奉伺候 已上

富山藩は、合併後半年が経過し、旧寺院跡は開拓に取りかかっており、復旧は困難であることを述べるとともに、真宗寺院への「別段の見込」を考えているので、合併は「其儘差置申度」と願っている。そして藩が善後策の検討をしているうちに、明治4年7月、廃藩置県が実施され、合寺事件の問題の解決は先延ばしのままに、新たに発足した富山県へと託された。

政府の宗教対策の変化にあわせ、県は合寺の緩和に踏み出した。例えば、同年11月9日には、以下のような申渡しが出された⁽⁵²⁾。

- 一 本尊等総而仏像并檀中位牌過去帳等其派主事ニ纏可置候
 - 一 葬送説法等総而諸用向前条同様本寺におみて可取扱候
 - 一 旧地墓番所予而申達置候建物出来届之上指図ヲ受可引移候
 - 一 旧地墓番所相建罷越候之者江者於合併処別段地面不相渡候
- 右等之趣厳格ニ可相心得候万一背規定候之者於有之ハ可処厳科候也

未十一月九日 富山県庁

これにより本尊や仏像、檀家位牌、過去帳等が合寺した寺院にまとめて残されるとともに、制限されていたが、寺院が檀家に対して行う葬儀などの仏事は従前のままとなった。かねて寺院側が合寺令緩和の陳情のなかで要望していた旧地墓番所設置についても許可の通達を出した。

11月20日、府県制の変革により富山県は廃止され、砺波・新川・婦負三郡の新川県が設置された。12月、新川県は、教部省の設置など神仏判然令以来の仏教抑圧が緩和されていることから、合併緩和の通達を出した⁽⁵³⁾。

その内容は、葬礼並びに法話場として墓地を除く他に約130歩、末派寺院を合併しているものには250歩ずつの土地を渡す。更に僧侶居住地として諸宗は30歩、一向宗は50歩ずつをなるべく本地地続きに渡すなどであった。緩和されているが、有効な政策とはならなかった。

明治5年（1872）9月19日、新川県庁は教部省へ合寺解除について伺書を提出した⁽⁵⁴⁾。

その中で「当県ニ於テ適宜斟酌穩当之処置致シ度即チ見込左ノ通ニ御座候」として、

- 一、すべて檀越七十家以上をもって一か寺に相建てる。
- 二、七十家以内は同宗同縁をもって合併を取計う。
- 三、分合取り掛候以上、実地の景況に依っては、檀越五十家以上で一か寺に相立てる分もあるべし。
- 四、無縁無檀の分は、追て伺の上、相廃し候見込に候

という方針を挙げ「此上ハ右斟酌見込ノ取計方当県へ御任セ被下候ハ、時々処置相伺全体ノ基礎申出度候」と伺った。これに対し、9月24日に県の方針が全面的に許容された⁽⁵⁵⁾。これにより明治3年以來の合寺解除に進むことになった。

10月27日、「檀越七十軒以上者一ヶ寺ニ申附」ることとし⁽⁵⁶⁾、檀家の数で合併解除の基準とした。

檀家七拾軒之寺院以上更ニ合併ヲ解キ一ヶ寺申附候事

但其他同宗同縁ヲ以如旧合併申附候事

末寺塔中寺中之分ハ本寺江合併申附候事

新川県参事 三吉周亮

権参事 成川尚義

以上の経過で、70戸以上檀家を持つ寺院の合併解除は実現したが、この措置に外れた寺院からの嘆願はその後も続いた。このため明治6年(1873)、明治9年(1876)から10年(1877)にかけても合寺解除が認められた。このようにして富山藩合寺事件はようやく解決したのである。

富山藩の合寺令は、一藩内の問題にとどまらず、国家的問題として政府に介入された。それは、一派(一宗)一寺に合併したことにより、特に浄土真宗がその影響を大きく受けたことが挙げられる。富山藩内では、浄土宗、日蓮宗や禅宗、天台宗、真言宗の檀家が、一部の限られた層であるのに対し、浄土真宗は、領民の大半を占める農民をその檀家としていたからである。

以上の如く、新政府の神仏判然令を受けた富山藩の神仏分離及び合寺政策をみてきたが、加賀藩は、当初、神仏混淆の廃止を強力に推し進め、その過程で「排仏」よりも「廃仏」の色彩が強くなったことはあるが、最終的には「排仏」に重点が置かれた。それに比べ、富山藩は、一派一か寺という合併を行い、寺院の整理をしていく過程で、「廃仏」を強く意図していたとは考えられないが、仏像・仏具を取り上げ、寺院を破却し、開拓するなど結果的に「廃仏」の色彩が強くなったと言える。その結果、富山藩の方がより廃仏毀釈が激しいように見られたと考えられる。

まとめ

以上のように、新政府の神仏判然令を受けた加賀藩および富山藩の神仏分離についてみてきた。両藩ともに、政府の神仏分離政策の影響で江戸時代からの体制や組織が破壊されていった。しかし、その破壊に至る過程は両藩の意図や政策、姿勢により大きく違ったものとなった。

加賀藩は、当初より、神仏混淆の廃止を忠実に進め、社僧・別当に復飾して神職に転じさせ、神勤させた。また、寺号を廃し、修験僧についても還俗を命じ、廃仏的要素より神仏分離の要素が強かったと考えられる。

それに対し富山藩は、一派一か寺という合寺令を実施し、寺院の整理を行った。富山藩の合寺令は、神仏混淆の廃止や仏教的要素の排除を意図したものではなく、富国強兵のために、旧弊を一新して藩政改革を目指したものと考えられる。それは、合寺令の公布時期が、加賀藩の神仏混淆の廃止を布告してから1年半余り遅れていることから推察できる。加賀藩にただ追従することをせず、その動向を注視し民衆の反乱等が起きていないことを確認してから実施したと考えられる。形式的には寺号や本尊、仏像などを残すなど、廃仏的な意図は弱かったようである。ただし、廃寺にした寺院の土地の開拓や、仏像や仏具等を没収したことにより、結果的に廃仏の色彩が強く出たと考えられる。

それに加え、浄土真宗寺院が大半を占める富山藩で起こったため、両本願寺が中心となって激しく明治政府へ陳情した。そのことで富山藩の合寺令は、一藩内の問題でなく、国家的問題として政府に介入されたのである。

以上のことを背景として、富山藩は、神仏分離にともなう廃仏毀釈の激しい藩として名が挙げられたと考えられる。

【註】

- (1) 鈴木正崇「山岳信仰の明治維新一立山を中心として一」（平成30年度後期特別企画展「立山の明治維新一継承、そして創造」展示解説書所収、富山県 [立山博物館]、2018年）37頁
- (2) 谷川穰「明治維新と仏教」（末木文美士他編『近代国家と仏教』佼成出版社、2011年）
- (3) 林淳「近代仏教の時期区分」（『季刊日本思想史』、ぺりかん社、75号、2009年）
- (4) 「神社別当社僧復飾」（『太政類典・第1編・第131巻』国立公文書館蔵）
- (5) 「神号々仏語ヲ用ヒ或ハ仏像ヲ神体ト為シ罽口梵鐘等装置セシ神社改正処分・三条」（『太政類典・第1編・第122巻』国立公文書館蔵）
- (6) 「神社中仏像除却ニ祭シ社人僧侶ノ粗暴ヲ禁ス」（『太政類典・第1編・第131巻』国立公文書館蔵）
- (7) 鈴木正崇「山岳信仰の明治維新一立山を中心として一」（平成30年度後期特別企画展「立山の明治維新一継承、そして創造」展示解説書所収、富山県 [立山博物館]、2018年）37頁
- (8) 芦峯寺雄山神社文書『神仏混淆ニ付歎願 控』（雄山神社中宮祈願殿蔵）
- (9) 芦峯寺一山會文書『神仏分離、雄山神社の改称、媯堂廃止など申渡書』（芦峯寺一山會蔵）
- (10) 広瀬誠『立山黒部奥山の歴史と伝承』桂書房、1984年、32頁、72頁
- (11) 芦峯寺一山會文書『神仏分離、雄山神社の改称、媯堂廃止など申渡書』（芦峯寺一山會蔵）
- (12) 「芦峯寺文書 284番」『越中立山古文書』木倉豊信編（国書刊行会、1982年）123頁
以下、『越中立山古文書』木倉豊信編（国書刊行会、1982年）は、『越中立山古文書』と略記する。
- (13) 「芦峯寺文書 284番」『越中立山古文書』123頁
- (14) 芦峯寺一山會文書『定書之事』（芦峯寺一山會蔵）
- (15) 芦峯寺一山會文書『證文一札之事』（芦峯寺一山會蔵）
- (16) 芦峯寺一山會文書『證文一札之事』（芦峯寺一山會蔵）
- (17) 「芦峯寺文書 288番、289」『越中立山古文書』124頁、125頁
- (18) 「芦峯寺文書 292番 293番」『越中立山古文書』126頁、127頁
- (19) 「芦峯寺文書 290番」『越中立山古文書』125頁
- (20) 「芦峯寺文書 302番」『越中立山古文書』124頁、125頁
- (21) 「芦峯寺文書 282番」『越中立山古文書』124頁、125頁
- (22) 「芦峯寺文書 299番」『越中立山古文書』124頁、125頁
- (23) 「芦峯寺文書 288番、289番」『越中立山古文書』124頁、125頁
- (24) 森山義和「立山における明治前期の諸相」（平成30年度後期特別企画展「立山の明治維新一継承、そして創造」展示解説書所収、富山県 [立山博物館]、2018年）54頁
- (25) 「芦峯寺文書 316番」『越中立山古文書』140頁、141頁
- (26) 「芦峯寺文書 318番」『越中立山古文書』142頁
- (27) 『越中立山古記録 第3巻』廣瀬誠編（立山開発鉄道株式会社、1991年）286頁
- (28) 加越能文庫『御用鑑』（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）、『加賀藩史料 幕末篇 下巻』（前田育徳会、1959年）839～840頁にも収録
- (29) 前田文書『富山藩貢士として西田覚馬並びに林太仲上京につき届書一件』（富山県立図書館蔵）
- (30) 菊池文書『能州不動山・越中二上山への軒別米上納以後廃止とする旨廻状』（富山大学附属図書館蔵）
- (31) 「芦峯寺文書 282番、299番、302番」『越中立山古文書』123頁～125頁
- (32) 加越能文庫『布令留』（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）、『高岡市史 下巻』（青林書院新社、1969年）44頁にも収録
- (33) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）42頁
- (34) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）53頁
- (35) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）53頁
- (36) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）59頁
- (37) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）68頁
- (38) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）55頁
- (39) 『富山県史 史料編VI 近代上』（富山県、1978年）57頁

- (40) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 56頁
- (41) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 57頁
- (42) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 57頁
- (43) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 61頁
- (44) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 53頁、54頁
- (45) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 54頁
- (46) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 54頁
- (47) 『明治仏教全集 第8巻』徳重浅吉編(春陽堂、1935年) 496頁
- (48) 米原寛「富山の神仏分離」(『近代史研究』第10号所収、富山近代史研究会、1987年) 19頁
- (49) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 52頁
- (50) 「富山藩寺院合併穩当ノ処置方取調伺出シム」(『太政類典・第1編・第134巻』国立公文書館蔵)、『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 54頁
- (51) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 54頁、55頁
- (52) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 63頁
- (53) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 66頁、67頁
- (54) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 67頁、68頁
「新川県下旧富山藩合併ノ寺院復旧」(『太政類典・第2編・第268巻』国立公文書館蔵)
- (55) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 68頁
- (56) 『富山県史 史料編VI 近代上』(富山県、1978年) 65頁